

答 申

**第 1 審査会の結論**

高知県公営企業局長が、「県立〇〇病院に対する平成 27 年〇〇月〇〇日の内部告発（薬品等の無断持ち出しの件）に対する内部検討資料と処分内容が分かる文書」の開示請求に対し、公文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

**第 2 本件審査請求の趣旨**

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 11 月 17 日付けで高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った「県立〇〇病院に対する平成 27 年〇〇月〇〇日の内部告発（薬品等の無断持ち出しの件）に対する内部検討資料と処分内容が分かる文書」（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対し、高知県公営企業局長（以下「実施機関」という。）が平成 29 年 12 月 1 日付けで行った公文書の存否を明らかにしない決定を取り消し、本件公文書の存否を明らかにすることを求めるというものである。

**第 3 実施機関の公文書の存否を明らかにしない決定理由等**

実施機関が諮問書、弁明書及び意見陳述で主張している公文書の存否を明らかにしない決定理由等の主な内容は、次のように要約できる。

**1 本件公文書について**

職員の非違行為に関する情報提供があった場合、処分（地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分又は訓告その他の矯正措置）を検討する必要があると判断したときは、当該職員の所属及び人事担当課において本人及び関係者への事情聴取等による事実確認を行い、処分を決定（処分しない場合も含む。）するうえで必要となる資料を作成することになり、仮に存在するとすれば、本件公文書はこのような資料である。

**2 条例第 8 条該当性について**

仮に本件公文書が作成されている場合、特定の個人に関する情報が詳細に記載されていることから、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当し、かつ、同号ただし書ア、イのいずれにも該当しない。

また、本件公文書に記載された事情聴取等の内容を開示又は部分開示することになれば、今後、事情聴取等で職員及び関係者から具体的かつ客観的な情報が得られなくなり、公正な処分を決定するうえで著しい支障が生じることから、条例第 6 条第 1 項第 6 号アにも該当する。

本件開示請求に対し、本件公文書の存否を明らかにする決定を行うことは、情報提供の有無、特定の所属における職員の非違行為及び処分又は処分の検討の有無を明らかにし、条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に規定する非開示情報を開

示することとなるため、条例第8条に該当し、公文書の存否を明らかにすることはできない。

#### 第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の主な内容は、次のように要約できる。

本件公文書は、公務員である県立〇〇病院職員の非違行為に関するものであり、当該公文書に記載された情報は、高知県情報公開条例第6条第1項第2号ただし書ア及びイに該当し本来開示される情報であるから、同条例第8条を適用し公文書の存否を明らかにしないとした実施機関の決定は取り消すべきである。

#### 第5 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、これが仮に存在するとすれば、職員の非違行為に関する情報提供があり、処分を検討する必要がある場合に作成される資料であって、特定の個人の行為、本人及び関係者への事情聴取の内容、処分内容や処分の有無等が記載された文書である。

##### 2 本件公文書の存否応答拒否について

条例第8条は、「開示の請求に対し、当該開示の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる。」と定めている。

本条にいう「当該開示の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、探求的な開示請求の場合などにおいて、当該公文書は存在するが非開示とするという回答又は当該公文書が存在しないという回答をすることによって、非開示とすべき個人情報（条例第6条第1項第2号）等が開示されることとなる場合をいう。

本件開示請求は、本件開示請求書の記載内容から、特定の日に、特定の所属に対し、そこに勤務する職員の特定の非違行為に関する情報提供があり、当該情報提供を受けて本件公文書が作成されたことを前提とするものであると認められ、本件公文書の存否を明らかにすることは、本件開示請求書に記載された情報提供があったという事実の有無や、当該情報提供を契機として特定の所属に勤務する職員の処分が検討され、その結果処分がなされたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、本件存否情報が条例第6条第1項第2号に規定する個人情報に該当するかどうかについて、以下検討する。

条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含ま

れる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、非開示とすることを定めている。

本件開示請求は個人を特定してなされたものではないが、特定の日に行われた、特定の所属に勤務する職員の特定の非違行為に関する情報提供を契機に当該職員の処分が検討され、その結果処分がなされたという事実の有無が分かる情報の開示を求めるものである。

仮に、本件請求に係る公文書が存在する場合、当該公文書の内容は1で述べたとおりであり、そこに記載された情報は職員個人が特定されるおそれのある情報であって、かつ、特定の職員の処分に関する情報は、当該職員の職務遂行情報ではなく職員個人の名誉や信用にかかわる情報であり、その事実の有無も含め個人情報として保護されるものである。これらのことから、本件存否情報のうち、特定の所属に勤務する職員の特定の非違行為に関する情報提供を契機に職員の処分が検討され、その結果処分がなされたという事実の有無が分かる情報は、条例第6条第1項第2号本文に該当するものである。

さらに、特定の日に特定の内容の情報提供があったという事実の有無が分かる情報は、情報提供者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが公にすることにより情報提供者の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、本件存否情報のうち、当該情報についても条例第6条第1項第2号本文に該当するものである。

なお、職員の処分に係る情報の公表について実施機関に確認したところ、懲戒処分は公表の対象であるが、訓告その他の矯正措置については公表の対象ではないとのことであった。このことを踏まえると、本件存否情報のうち特定の職員の処分が検討され、その結果処分がなされた事実の有無が分かる情報は、「法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報」及び「公表を目的として作成し、又は取得した情報」とは認められず、条例第6条第1項第2号ただし書ア及びイに該当しないものであり、仮に当該情報の有無を明らかにすると、本来公表されない情報まで公にすることとなる可能性を否定できない。

以上のことから、本件存否情報は条例第6条第1項第2号に該当し、本件開示請求に対し公文書の存否を答えることは、保護されるべき職員の個人情報及び情報提供者の個人情報を開示することとなるから、条例第6条第1項第6号該当性を判断するまでもなく、条例第8条に規定する「当該開示の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる時」に該当するとして、本件公文書について存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

### 3 その他

実施機関の弁明書並びに審査請求人の審査請求書及び意見書に記載されたその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 第6 結論

当審査会は、本件公文書の存否を明らかにしない決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

## 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 1 月 4 日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成 30 年 1 月 23 日	・ 審査請求人から意見書を受理した。
平成 30 年 5 月 17 日 (平成 30 年度第 1 回第二小委員会)	・ 諮問の審議を行った。
平成 30 年 7 月 12 日 (平成 30 年度第 2 回第二小委員会)	・ 実施機関から意見聴取を行った。 ・ 諮問の審議を行った。
平成 30 年 8 月 24 日 (平成 30 年度第 3 回第二小委員会)	・ 諮問の審議を行った。
平成 30 年 12 月 20 日 (平成 30 年度第 2 回公文書開示審査会 全体会)	・ 諮問の審議を行った。
平成 31 年 1 月 15 日	・ 答申を行った。